

公益社団法人高知県看護協会 会館管理規程

(目的)

第1条 この規定は高知県看護協会会館(以下「会館」という。)の管理及び秩序の維持について必要な事項を定める。

(開館時間)

第2条 会館の開館時間及び休館日は次のとおりとする。ただし但し、公益社団法人高知県看護協会(以下「看護協会」という。)が必要と認めた場合はこれを変更することができる

- (1)開館時間 午前8時30分から午後5時まで
- (2)休館日 土曜日 日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日より1月3日まで)

(使用の許可)

第3条 会館を使用する者は看護協会に使用許可申請書(様式第1号)を提出し許可を得なければならない。

2 看護協会は前項の申請書が提出された場合、適当と認めるときは使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

(許可の条件)

第4条 看護協会は、管理上必要あると認めるときは、許可の際使用についての条件を付することができる。

(目的以外の使用等の禁止)

第5条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の取り消し)

第6条 看護協会は、次の各号の一に該当するときは許可を取り消し、使用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。この場合において使用者が損害を受けることがあっても看護協会は賠償の責を負わない。

- (1)使用許可の申請に不正があったとき
- (2)この規程に違反したとき
- (3)許可条件に違反したとき
- (4)その他看護協会が必要と認めたとき

(使用料)

第7条 使用者は別表に定める使用料を許可書交付の際納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 看護協会は、特に必要があると認めるときは前条の使用料を減免することができる。

- (1) 看護協会の業務、事業に使用する場合及び協会員が主催者の代表者であり、かつ参加者全員が協会員である場合の使用料は免除する。
- (2) 下記の場合は、半額に免ずることができる。
 - ① 協会員又は関係団体が看護職のために行う行事等の利用
 - ② 町内会等地域の団体が地域活動のために利用

(使用料の還付)

第9条 すでに納付した使用料は還付しない。ただし、会長が特別な理由があると認めた時はその全部又は一部を還付することができる。

(使用者の心得)

第10条 使用者は事務局の指示に従い、会館内の公序・良俗を守り、他人に迷惑にならないように注意するとともに器具その他施設を破損してはならない。

2 故意又は過失によって器物を破損又は紛失した者はその損害を賠償しなければならない。

3 使用後は直ちに設備等を整備し、現状に復さなければならない。

附 則

この規程は、平成 9年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月14日から施行し、各規定は平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成24年7月14日から施行し、各規定は平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成27年5月14日から施行する。

この規程は、令和 4年4月9日から施行する。

この規程は、令和 4年5月14日から施行する。